

市町調査結果の概要

(住民の避難に関する支援の取組状況)

兵庫県「災害時における住民避難行動に関する検討会」(第3回)

平成31年4月23日(火)

住民避難の支援に関する市町調査の概要

1. 調査目的

市町における住民避難の支援に関する取組の現状を把握するとともに、平成30年7月豪雨・台風第21号時における運用実態を把握する。

2. 調査対象

県内全41市町（防災担当課）

3. 調査期間

平成31年1月25日(金)～2月4日(月)

4. 調査方法

県災害対策課が調査票（全12問）を作成し、全市町にメール送付し回答依頼。

【設問事項】（12問）

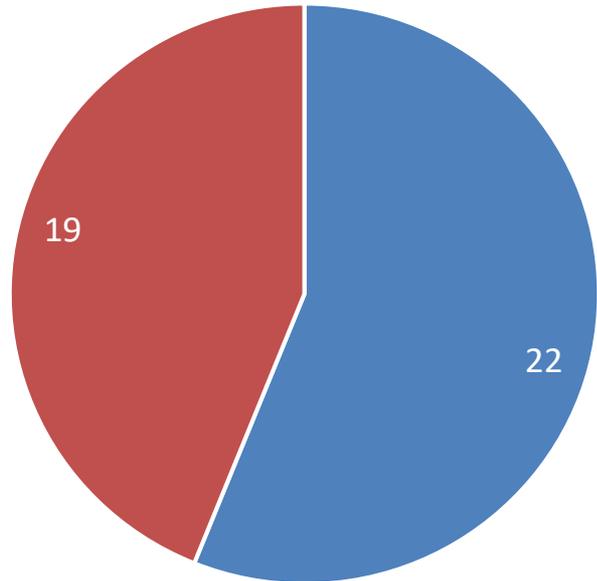
- 設問1 消防団・自治会等が住民へ避難を呼びかける仕組みの構築状況
- 設問1-2 上記の7月豪雨・台風21号時の実施状況
- 設問2 住民、消防団・自治会等から市町への通報・情報共有の仕組みの構築状況
- 設問2-2 上記の7月豪雨・台風21号時の実施状況
- 設問3 消防団・自治会等と市町が連携して住民の避難支援を行った実績
- 設問4 災害時要援護者の避難状況（7月豪雨・台風21号時）
- 設問5 市町から要援護者・要援護者施設への情報伝達の仕組みの構築状況
- 設問6 災害・避難カードの作成状況
- 設問7 防災マップの作成状況
- 設問8 防災マップを活用した地域でのワークショップ（防災講座含む）の実施状況
- 設問9 地域（地区単位）における住民避難訓練の実施状況
- 設問10 住民避難に関する課題・今後の取組（自由記述）

設問 1 消防団・自治会等が住民へ避難を呼びかける仕組みの構築状況



○ **消防団や自治会等が、直接、住民へ避難の声かけ等を行う取組を制度化・ルール化している市町は、約半数の22市町(約54%)** ※避難情報の住民への発信は全市町で実施

消防団・自治会等が住民へ避難を呼びかける仕組みの構築状況



■ 構築している ■ 構築していない

○市町の取組事例

●地域防災計画に記載し、避難情報発令時に避難を呼びかけ

市町名	内容
神戸市	・「避難勧告」、「避難指示(緊急)」発令時は消防団や自主防災組織、住民自治組織が避難誘導を行う旨を記載
姫路市	・避難勧告・指示等の決定後、市から自治会へ有線放送または口頭による周知依頼、また、地区消防団が分団車両による市民への周知を行う旨を記載
伊丹市	・「避難勧告」、「避難指示(緊急)」の伝達方法の1つとして、避難情報発令時が夜間、停電時または風雨が激しく各戸に対し完全に周知徹底することが困難な場合は、市が消防団、自治会等の組織を利用して各家庭を訪問し、避難の呼びかけの周知を図る旨を記載

●戸別受信機等の活用

市町名	内容
尼崎市	・地域の共助の核である自治会会長や、災害弱者への連携・支援を担う民生・児童委員に対し、防災行政無線戸別受信機、防災ラジオを配布 ・避難情報発令時は、当該媒体を通じて端末配布者へ情報発信を行い、地域住民の方々へ避難の呼びかけを実施
養父市	・防災行政告知システム(防災無線)や防災メールにより避難の呼びかける。「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した時点で、区長へ上記方法により避難場所の鍵を開けるなど開設準備の依頼
篠山市	・防災行政無線(主に自治会長や役員が所有)やひょうご防災ネット(ささやまデカンショ防災ネット)で周知し、避難の呼びかけを実施

設問1 消防団・自治会等が住民へ避難を呼びかける仕組みの構築状況

市町

消防団・自治会等

→

住民

- **消防団や自治会等が、直接、住民へ避難の声かけ等を行う取組を制度化・ルール化**している市町は、約半数の**22市町**(約54%) ※避難情報の住民への発信は全市町で実施

●避難情報発令時等に避難を呼びかけ

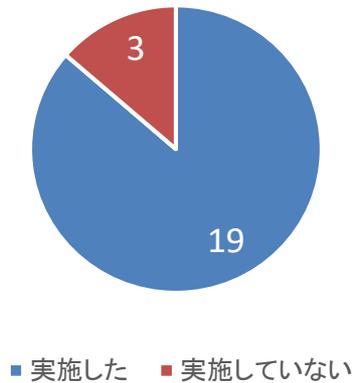
市町名	内容
明石市	・自治会長に電話で周知し、要配慮者への声かけを実施。状況に応じて要配慮者施設にFAXを送信。また、民生委員が高齢者等への声かけを実施
西宮市	・消防団に巡回広報を要請し、住民への呼びかけを実施
洲本市	・避難所が開設したタイミングで民生委員会の会長、副会長にその旨を連絡し、併せて連絡網により地区レベルの民生委員が、担当地区内の気になる方の見回りを実施
豊岡市	・防災担当課から消防団へ連絡をして、関係分団は広報車等により、区民へ避難を呼びかけを実施
西脇市	・避難所の開設時には、自主防災会(自治会長)に災害警戒(対策)本部から電話で自治会内への周知を要請するとともに、避難の困難な要援護者についての呼びかけ等を依頼
宝塚市	・自治会活動の支援を行う課及び消防本部が連携して、全自治会又は全自主防災組織の会長へ電話連絡を行い、今後のエリアメールに注意を払うこと、災害情報及び避難情報と呼び掛け、避難の際の注意や避難所開設状況等を伝えている。また、消防本部が災害対応で電話ができない場合は、全庁の応援により対応
三木市	・当該自治会長等に災害対策市民班から電話・メールで自治会内への周知を要請する。また、民生委員児童委員には災害対策福祉班から電話・メールで災害時要援護者の避難支援を要請する。民生委員児童委員と自治会は連携協力して、災害時要援護者の避難支援を実施
高砂市	・災害対策本部組織に位置付けられている担当班から当該自治会長に電話連絡し、自治会内(避難行動要支援者個別計画作成者含む)への周知を要請するとともに、一時避難所の覚書を締結している場合は自治会館の開設を依頼

市町名	内容
赤穂市	避難情報を発令した時は、当該自治会長に連絡担当課から電話で自治会内への周知を要請するとともに、当該地区消防団に情報伝達のための広報巡回を要請
川西市	・自主防災組織役員等及びコミュニティ代表者に対し、防災部局から発令内容等災害状況を一斉FAXにより情報伝達を実施。 ・また、避難行動要支援者の取組として、避難勧告等を発令した際は、福祉担当部局から避難支援等関係者(自治会長・福祉委員・各地区民生委員等)へ電話連絡し、避難行動要支援者に対し発令内容や避難の有無等の確認を実施
小野市	・自治会から適宜、電話連絡や直接訪問等の伝達方法により住民へ情報伝達を実施 ※毎年、自治会の緊急連絡先を収集し、災害時の情報伝達体制を確認
三田市	・該当する区・自治会長へ担当課より電話連絡
加西市	・避難所の開設時には、地区担当職員が電話、FAX、訪問等で避難所の開設場所、時間等の連絡を行っています。また、その際に、市民への連絡、市の公会堂の開放(必要に応じて)、要援護者の避難支援等を依頼
篠山市	・自治会長会等で、自治会内の連絡網を活用した住民への避難呼びかけ、安否確認等について、自治会長に周知している
養父市	・区長、消防団、民生委員等が連携し、住民や要支援者に対し、呼びかけや避難の手助けを実施
稲美町	・当該自治会長(自主防災会会長)に危機管理課等から電話で自治会内への周知を要請
福崎町	・消防団員が住民に避難の呼びかけを実施
太子町	・電話等で自治会内への周知を要請、自治会内の要援護者宅を訪問し、避難呼びかけを実施

設問1-2 消防団・自治会等が住民へ避難を呼びかける仕組みの構築状況 (7月豪雨・台風21号時の実施状況)

○ 制度化・ルール化している22市町のうち、**7月豪雨時には19市町**、**台風21号時には15市町**のみ実施された。

7月豪雨における実施状況



台風21号における実施状況



○7月豪雨時の実施状況

市町名	内容
神戸市	・消防署長と消防団長で調整し、地域毎の対応を実施
姫路市	・避難勧告・指示等の決定後、市から自治会へ有線放送または口頭による周知を実施 ・地区消防団が分団車両による広報を実施
明石市	・自治会長が避難行動要支援者名簿を活用して声かけを実施
西宮市	・消防団へ巡回広報を要請し、対象地域への避難の呼びかけを実施
洲本市	・避難所が開設したタイミングで民生委員会の会長、副会長に連絡し、併せて連絡網により民生委員が担当地区内の気になる方の見回りを実施
伊丹市	・土砂災害警戒区域に避難勧告を発令し、区域内の自治会長へ担当課から電話で連絡し、職員による避難所開設、FMラジオ、広報、広報車、伊丹市災害情報メール等で情報伝達を実施
豊岡市	・防災担当課から消防団へ連絡を行い、関係分団は広報車等により、地区内の住民へ避難の呼びかけを実施
赤穂市	・自治会長に連絡担当課から電話で自治会内への周知を要請するとともに、当該地区消防団に情報伝達のための広報巡回を要請

設問1-2 消防団・自治会等が住民へ避難を呼びかける仕組みの構築状況 (7月豪雨・台風21号時の実施状況)

○ 制度化・ルール化している22市町のうち、**7月豪雨時には19市町**で実施された。

○7月豪雨時の実施状況

市町名	内 容
西脇市	・地域での要援護者支援に対する避難の呼びかけを実施
宝塚市	・自治会活動の支援を行う課及び消防本部が連携して、全自治会又は全自主防災組織へ電話連絡を行い、今後のエリアメールに注意を払うこと、避難の際の注意や避難所開設状況等の呼びかけを実施
三木市	・自治会長等に災害対策市民班から電話・メールで自治会内の住民へ災害情報等の呼びかけを実施 ・民生委員児童委員には災害対策福祉班から電話・メールで災害時要 援護者の避難支援を要請
高砂市	・自治会長に電話連絡し、自治会内(避難行動要支援者個別計画作成者含む)への周知を要請するとともに、一時避難所の覚書を締結している場合は自治会館の開設を依頼
川西市	・自主防災組織役員等及びコミュニティ代表者に対し、防災部局から発令内容等災害状況を一斉FAXにより情報伝達を実施 ・避難行動要支援者に対し福祉担当部局から避難支援等関係者(自治会長・福祉委員・各地区民生委員等)へ電話連絡し、避難行動要支援者に対し発令内容や避難の有無等を確認

市町名	内 容
小野市	・自治会の緊急連絡先を収集し、災害時の情報伝達体制を確認 ・災害時には市から各自治会に対し緊急速報メール、安全安心メール、電話連絡等で情報伝達 ・各自治会から適宜、電話連絡や直接訪問等の伝達方法により住民へ避難の呼びかけを実施
三田市	・自治会長へ電話で避難情報等を連絡を実施
篠山市	・市内64ヶ所の市指定避難所を開設し、避難を呼びかけるとともに、自治会においても単独で一時避難所を開放し、避難誘導を実施
養父市	・防災告知システム及び防災メールにて呼びかけ ・箇所別土砂災害危険度予測システムにより、行政区を指定した避難勧告を行った際、直接区長へ連絡し、避難勧告等理由と危険箇所を伝え、避難の呼びかけを実施
福崎町	・消防団が避難を呼びかけるとともに、自力で避難が困難な住民を避難所まで送迎
太子町	・全自治会長宛てに住民への電話とFAXで注意喚起を実施

設問1-2 消防団・自治会等が住民へ避難を呼びかける仕組みの構築状況 (7月豪雨・台風21号時の実施状況)

○制度化・ルール化している22市町のうち、**台風21号時には15市町**で実施された。

○台風21号時の実施状況

市町名	内 容
神戸市	・消防署長と消防団長で調整し、地域毎の対応及び活動を実施
姫路市	・避難勧告・指示等の決定後、市から自治会へ有線放送または口頭による周知を実施 ・地区消防団が分団車両による広報を実施
明石市	・自治会長が避難行動要支援者名簿を活用して声かけを実施 ・高潮の危険性があったため沿岸部に避難準備・高齢者等避難開始を発令した際に、地域での声かけを実施 一部の避難所では自治会役員が交代で見守りを実施
西宮市	・消防団へ巡回広報を要請し、対象地域への避難の呼びかけを実施
洲本市	・避難所が開設したタイミングで民生委員会の会長、副会長に連絡し、併せて連絡網により民生委員が担当地区内の気になる方の見回りを実施
赤穂市	・自治会長に連絡担当課から電話で自治会内への周知を要請するとともに、当該地区消防団に情報伝達のための広報巡回を要請
西脇市	・地域での要援護者支援に対する避難の呼びかけを実施
宝塚市	・自治会活動の支援を行う課及び消防本部が連携して、全自治会又は全自主防災組織へ電話連絡を行い、今後のエリアメールに注意を払うこと、避難の際の注意や避難所開設状況等を伝えた

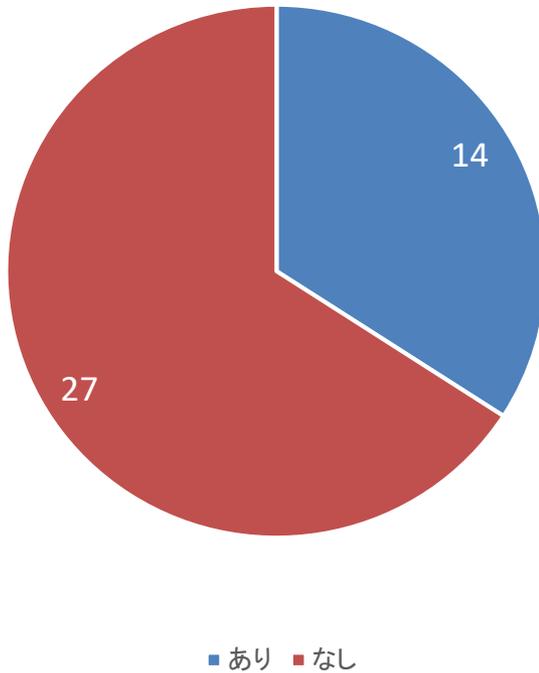
市町名	内 容
高砂市	・自治会長に電話連絡し、自治会内(避難行動要支援者個別計画作成者含む)への周知を要請するとともに、一時避難所の覚書を締結している場合は自治会館の開設を依頼
川西市	・自主防災組織役員等及びコミュニティ代表者に対し、防災部局から発令内容等災害状況を一齐FAXにより情報伝達を実施。 ・避難行動要支援者に対し福祉担当部局から避難支援等関係者(自治会長・福祉委員・各地区民生委員等)へ電話連絡し、避難行動要支援者に対し発令内容や避難の有無等を確認
小野市	・毎年、自治会の緊急連絡先を確認し、災害時の情報伝達体制を確認 ・災害時には市から各自治会に対し緊急速報メール、安全安心メール、電話連絡等で情報伝達 ・各自治会から適宜、電話連絡や直接訪問等の伝達方法により住民へ避難の呼びかけを実施
三田市	・自治会長へ電話で避難情報等を連絡
篠山市	・市内6ヶ所の市指定避難所を開設し、避難を呼びかけを実施 ・自治会においても単独で一時避難所を開放し、避難誘導を実施
養父市	・防災告知システム及び防災メールで呼びかけを実施。 ・箇所別土砂災害危険度予測システムにより、行政区を指定した避難勧告を行った際、直接区長へ連絡し、避難勧告等理由と危険箇所を伝え、避難の呼びかけを実施
太子町	・全自治会長宛てに住民への電話とFAXで呼びかけを実施

設問2 住民、消防団・自治会等から市町への通報・情報共有の仕組みの構築状況



○ 住民、消防団や自治会等による市町への中小河川の水位状況や土砂崩れの予兆などの通報、情報共有の仕組みを制度化・ルール化しているのは、約1/3の14市町(約34%)

住民、消防団・自治会等から市町への
通報・情報共有の仕組みを構築



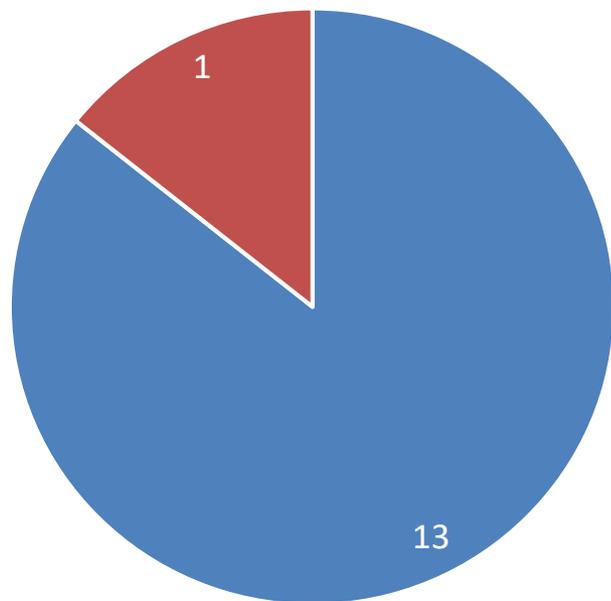
○制度化・ルール化の内容

市町名	内 容
神戸市	・消防署長と消防団長で連絡し、消防署を経由して消防局が情報を入手し対応
明石市	・消防団員が河川、ため池及び海岸等の水防警戒箇所の監視をし、水位の変動や災害発生の兆候を市へ報告
宝塚市	・市水防計画において、消防団の任務に「災害情報の収集、被害調査、消防本部との情報連絡」と記載。また、消防団員が管轄地域を巡回し、危険な状態と判断した場合、各方面隊長・消防団長へ無線等により連絡し、情報を集約して災害対策本部へ連絡
小野市	自治会 ・公民館等の地域避難場所を開設した際、自治会から市に連絡するよう依頼 ・水位上昇時や気象庁土砂災害メッシュ情報から災害発生危険のおそれのある自治会に対して、必要に応じて市から電話連絡し、状況確認及び情報共有を図る仕組みを構築 ・樋門操作が行われた場合は、自治会等から市の担当部局に連絡が入る仕組みを構築 ・事務局である消防本部と消防団幹部がLINEなどで情報共有を図る仕組みを構築 ・必要な情報は災害対策本部等で、消防から情報提供する仕組みを構築
三田市	消防団が保有しているipadで撮影した災害状況の写真を、消防団本部を通じて当市の災害情報システムへ取り込むことにより、対策本部との情報共有を図っている
篠山市	・市は消防団や自治会からの随時、情報等を共有できる体制を構築
養父市	・消防団員は消防団長の指示により管轄地域を巡回し、消防団指揮本部に報告の上、消防団指揮本部は、消防本部管理隊へ報告し、消防本部管理隊はその他の情報も集約し、市災害対策本部に報告
南あわじ市	・消防団所有のタブレットと災害対策本部会議室のビデオ会議システム(Eye Vision)で繋ぎ、現場の情報をリアルタイムで本部会議で情報共有する仕組みを構築
稲美町	・消防団幹部(18名)と消防団各部長(43名)に移動式簡易無線機を貸与し非常時に対応
福崎町	・町長が消防団長に対して消防団員の出勤命令を出し、団長からの指示により団員が自治会内を巡回して、被害状況を災害対策本部へ報告する仕組みを構築
神河町	消防団 ・水位等を町本部情報連絡班に定期的に電話で報告する仕組みを構築 ・災害状況の報告は、消防団本部を通じて各分団ごとに配布している無線機又は、携帯電話で情報連携をする仕組みを構築 自治会 ・防災行政無線(同報系)システムを利用したハンドセットを各指定緊急避難場所(公民館等)に設置 ・個人の携帯電話又は既設のNTT電話で情報連携
太子町	・消防団が町内巡回し、情報収集を実施 ・自治会長に対して予兆等の情報提供を依頼
佐用町	・地元の住民、消防団や自治会等から入ってきた通報情報(電話)について、緊急度を判定し、緊急性の高い情報を本部長(統括部)に伝達する仕組みを構築。 ・情報が入ってこない地域については、被害が生じているおそれがあるため、電話・道路パトロール・消防団巡回など積極的な情報収集を実施。 ・また、家から河川を見ることがができる住民を「災害モニター」として、求めたときのみ、情報提供を依頼
新温泉町	・災害警戒本部に消防団長が出席し、消防団長を通じて、各消防団から情報提供のあった被害状況などの情報共有をする仕組みを構築

設問2-2 住民、消防団・自治会等から市町への通報・情報共有の仕組みの構築状況 (7月豪雨・台風21号時の実施状況)

○ 制度化・ルール化している14市町のうち、**7月豪雨時は13市町**で実施された。

7月豪雨時の実施状況



■ 実施した ■ 実施しなかった

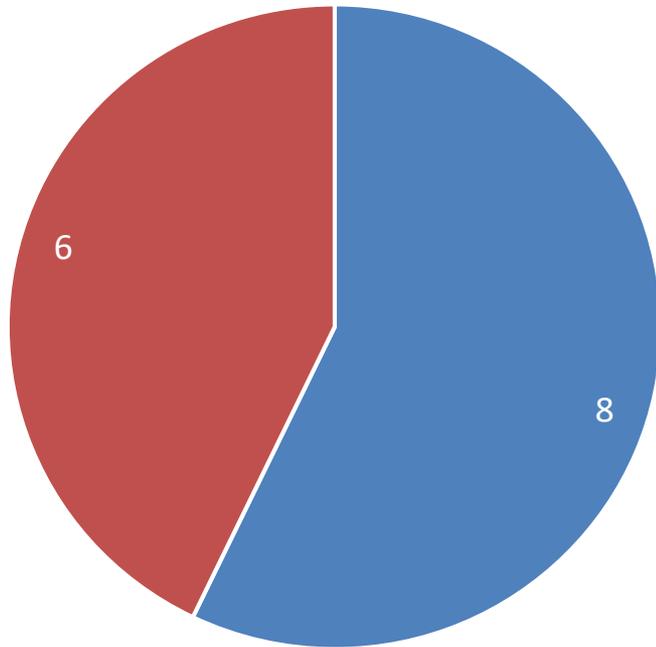
○7月豪雨時の対応事例

市町名	対応等
神戸市	・消防署長と消防団長が情報を共有、消防署を経由して消防局へ情報を伝達を実施
明石市	・消防団員による河川の水位監視を実施
宝塚市	・消防団員が巡回結果を消防本部管理隊へ報告
三田市	・災害現場の状況写真や対応状況などを複数回共有し対応
篠山市	・消防団や自治会から収集した情報を各担当部署と連携し情報共有を実施
養父市	・消防団員、市役所パトロール班が巡回。危険箇所等を災害対策本部へ連絡
稲美町	・住民から土嚢要請の連絡があり対応
南あわじ市	・消防団所有のタブレットと災害対策本部会議室のビデオ会議システム(Eye Vision)に接続し、現場の情報をリアルタイムで本部会議で情報共有
たつの市	・消防署、消防団が河川の水位状況等の巡視を行い、災害対策本部に状況を報告
福崎町	・町長が消防団長に対し消防団員の出動命令を出し、団長からの指示により団員が自治会内を巡回し被害状況を報告
神河町	・消防団は設問2のとおり情報連携を行い、自治会は携帯電話を利用し情報連携を実施
太子町	・消防団が町内を巡回し、情報収集を行い、自治会長に対しては予兆等の情報提供を依頼を実施
佐用町	・地元の住民や消防団や自治会からの通報情報について、緊急度を判定し、緊急性の高い情報を本部長(統括部)に伝達し対応した ・情報が無い地域については、被害が生じているおそれがあるため、電話・道路パトロール・消防団巡回など積極的な情報収集を実施

設問2-2 住民、消防団・自治会等から市町への通報・情報共有の仕組みの構築状況 (7月豪雨・台風21号時の実施状況)

○ 制度化・ルール化している14市町のうち、**台風21号時は8市町**で実施された。

台風21号時における実施状況



■ 実施した ■ 実施しなかった

○ 台風21号時の対応事例

市町名	対応等
神戸市	・消防署長と消防団長が情報を共有、消防署を経由して消防局へ情報を伝達
明石市	・消防団員による河川の水位監視を実施のほか、高潮警戒区域の巡回パトロールを実施
篠山市	・消防団や自治会から収集した情報を各担当部署と連携し情報共有を実施
養父市	・消防団員、市役所パトロール班が巡回。危険箇所等を災害対策本部へ連絡
稲美町	・住民から土嚢要請の連絡があり対応
福崎町	・町長が消防団長に対し消防団員の出動命令を出し、団長からの指示により団員が自治会内を巡回し被害状況を報告
太子町	・消防団が町内を巡回し、情報収集を行い、自治会長に対しては予兆等の情報提供を依頼を実施
佐用町	・被害が発生するほどの雨・風ではなかったため、気象情報を中心に情報収集を実施

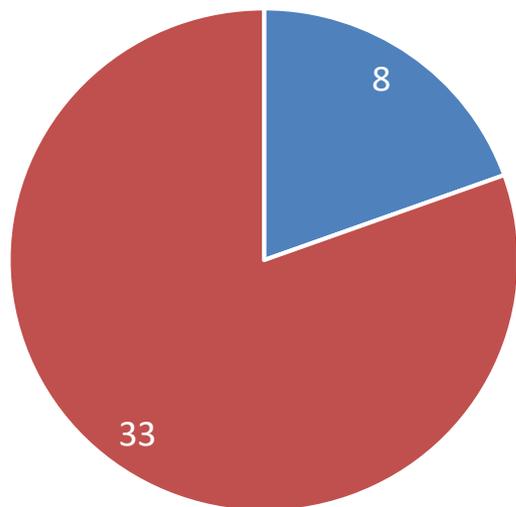
設問3 消防団・自治会等と市町が連携して住民の避難支援を行った実績

(7月豪雨・台風21号時)



○7月豪雨時には8市町で避難支援が実施された。

消防団・自治会等と市町が連携して
住民の避難支援を行った実績



■あり ■なし

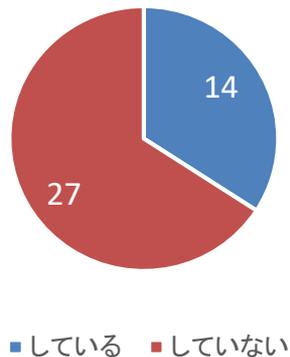
○7月豪雨

市町名	実施状況
神戸市	・ルールに基づいて、現場で個々に対応を行った
豊岡市	・区長より、防災課へ直接電話で問合せがあり、今後の見込み等を情報共有。区長の判断により、区民の自主避難を決定し、全区民の自主避難を実施
小野市	・自治会から内水被害発生との連絡を受け、市・消防の現場確認とあわせて避難勧告を発令
加東市	・市(災害対策本部)が防災無線で避難勧告等の発令。一部の地区において高齢者への避難支援(地区からの個別連絡、送迎)がされた。消防団において、消防車両で巡回し、避難支援を実施
たつの市	・自治会長等が地域住民に声掛けを行い、避難の呼びかけを実施
南あわじ市	・住民より土砂崩れがあったと市に通報があり、地区消防団が現場を確認。消防団からの情報をもとに災害対策本部で協議し、夜間でもあり土砂災害の規模や状況の把握が困難で、大規模な災害に繋がる恐れがあると判断したことから、対象の土砂災害警戒区域付近の16世帯に避難指示を発令。消防団、自治会の呼びかけにより、対象世帯すべて避難
朝来市	・土砂災害警戒メッシュ情報等をもとに危険が高まっている区域の自治会長へ連絡し、現地の状況を確認してもらうとともに避難所を開設してもらい、避難準備・高齢者等避難開始情報を発表した
上郡町	・住民から土砂崩れの予兆(岩が落ちてきている)があるとの通報があり、過去に土砂崩れで被害が発生した箇所であったことから、災害対策本部で協議の結果、影響のある世帯に避難指示を発令。自治会長の支援もあり、全世帯が避難

設問4 災害時要援護者の避難状況（7月豪雨・台風21号時）

○災害時要援護者の避難状況を把握することとしているのは14市町。
7月豪雨時には11市町、台風21号時には12市町で避難者数の把握が実施された。

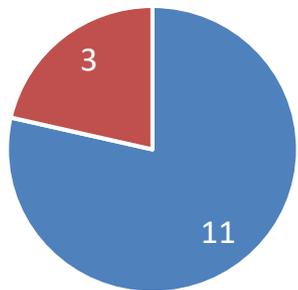
災害時要援護者の避難状況



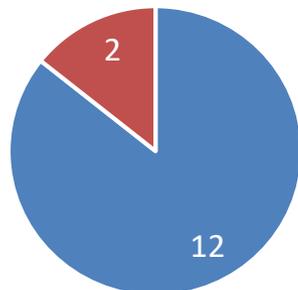
○7月豪雨時の実施状況

市町名	避難者数	うち要援護者	把握方法
西宮市	90名	1名	避難者名簿
明石市	18名	1名	避難者名簿
芦屋市	38名	10名	避難者名簿
相生市	4名	0名	避難者名簿
豊岡市	726名	20名	避難者名簿
川西市	117名	2名	避難者名簿
篠山市	200名	1名	避難者名簿
養父市	878名	6名	避難者名簿
穴栗市	742名	78名	避難者名簿
加東市	251名	17名	避難者名簿
香美町	71名	0名	避難者名簿

7月豪雨時の実施状況



台風21号時の実施状況



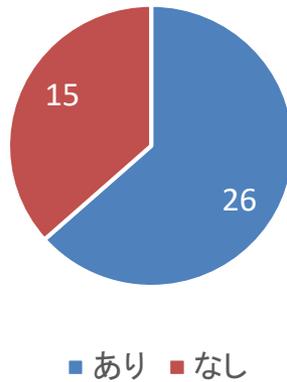
○台風21号時の実施状況

市町名	避難者数	うち要援護者	把握方法
西宮市	298名	26名	避難者名簿
明石市	106名	12名	避難者名簿
芦屋市	92名	43名	避難者名簿
相生市	9名	5名	避難者名簿
豊岡市	44名	1名	避難者名簿
川西市	137名	11名	避難者名簿
篠山市	1580名	0名	避難者名簿
養父市	123名	4名	避難者名簿
穴栗市	144名	18名	避難者名簿
加東市	54名	10名	避難者名簿
播磨町	3名	0名	避難者名簿
香美町	71名	0名	避難者名簿

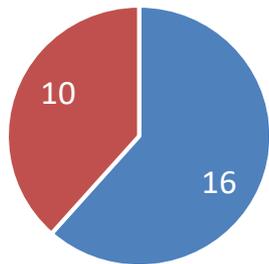
設問5 市町から要援護者・要援護者施設への情報伝達の仕組みの構築状況

○市町から要援護者・要援護者施設への情報伝達の仕組みを構築しているのは**26市町**。
7月豪雨時には16市町、台風21号時には13市町で仕組みに従い実施された。

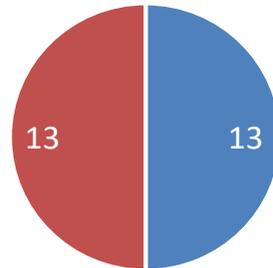
要援護者施設・要援護者への
情報伝達の仕組みの有無



7月豪雨時の実施状況



台風21号時の実施状況



(26市町)

市町名	施設(連絡手段)	本人(連絡手段)	その他
神戸市	電話・FAX・メール		
姫路市	電話		
尼崎市	戸別受信機		
明石市		自治会長が電話、 民生委員が声かけ	
西宮市	電話		
洲本市	電話	聴覚障害者へFAX	
芦屋市	電話		
伊丹市	電話	電話・FAX	
豊岡市	電話		
赤穂市	電話		
宝塚市		民生委員が声かけ	
三木市		電話	
高砂市	電話・メール	電話	
川西市	電話		
小野市	電話	電話	
篠山市		電話・FAX	介護専門員 相談専門員
養父市	電話・FAX		
丹波市	電話		
朝来市	電話	自治会が声かけ	
淡路市	電話・FAX・メール		
たつの市	電話・メール	民生委員が声かけ	
稲美町	電話		
福崎町		FAX	
太子町	電話・FAX		
上郡町	電話		
佐用町	電話・FAX	FAX・文字表示機	

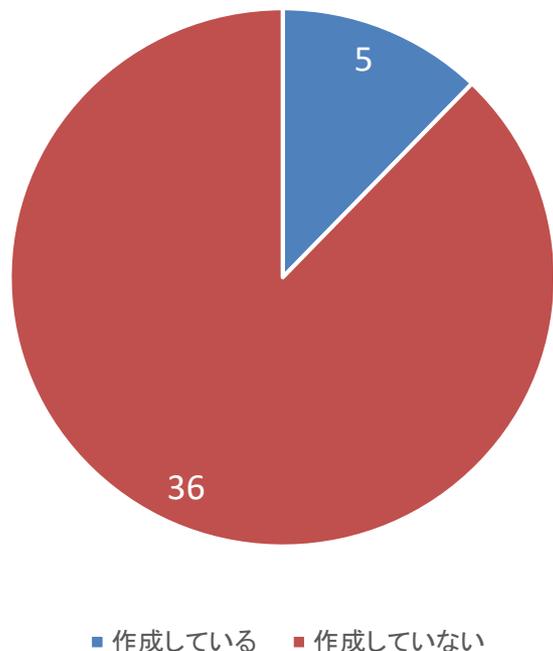
○未構築(15市町)

・相生市、加古川市、西脇市、三田市、加西市、南あわじ市、宍粟市、加東市 12
 猪名川町、多可町、播磨町、市川町、神河町、香美町、新温泉町

設問6 災害・避難カードの作成状況

○災害・避難カード単体では作成していないが、防災ガイド等の冊子の中に住民自身で記載できるページを設けているのが**5市町**。

災害・避難カードの作成状況



※災害・避難カードとは

災害時の、①「逃げ時(いつ)」、②「避難場所(どこに)」、③「避難経路・手段(どうやって)」等の必要事項を記載した一人一人が個人に合ったカードをいう。

○災害・避難カード作成状況

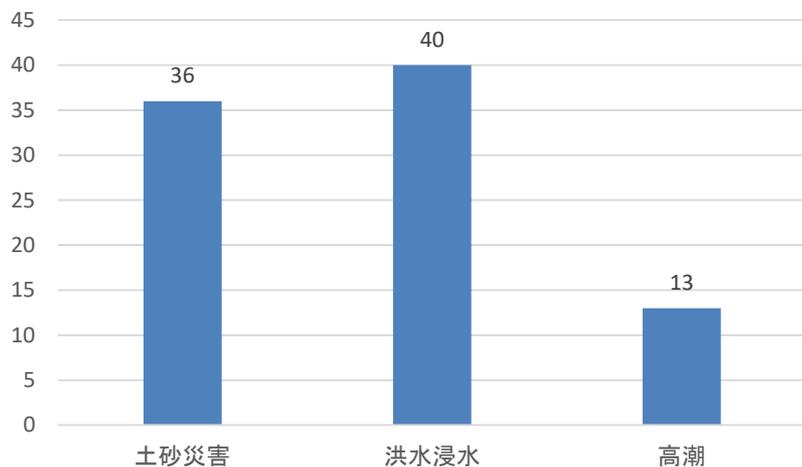
市町名	内容
神戸市	・カードの作成は行っていないが、全戸配布している「くらしの防災ガイド」の冊子の中に、①逃げ時(いつ)、②避難場所(どこに)、③避難経路・手段等(どうやって)を市民が書き込めるような一面を設けている。
尼崎市	・平成26年度に全戸配布した「尼崎市防災ブック(保存版)」の中に、最寄りの指定避難場所と津波等一時避難場所等を記入いただく内容を盛り込んでいる。また、各地域で作成している地域防災マップにも同様の内容を盛り込んでいる地域が多い。
赤穂市	・災害時の避難場所や、緊急時の連絡先、既往症、かかりつけ医などの情報を記入できる「赤穂市安心カード」を作成しており、民生委員を通じて配布をしている。届出等を要しないため、実数は把握していない。
篠山市	・自治会単位で作成している「いのちを守る防災マップ」に避難場所、避難経路などの情報が記載されている。
佐用町	・災害・避難カードの作成はしていないが、気づきマップづくりで同様のことを実施している。 ※ 気づきマップづくりは、危険箇所の把握や、要支援者の把握、避難のタイミング、一時避難所(セカンドベスト・サードベスト)などを情報共有して、地域の中で「気づき」を促し避難に結び付けることを目的としている。

設問7 防災マップの作成状況

○防災マップの作成状況は、**土砂災害36/38市町**、**洪水浸水40/40市町**、**高潮13/18市町**、
となっている。

(分母は対象市町数)

防災マップの作成状況



土砂災害	38市町のうち36市町で作成済
洪水浸水	40市町のうち40市町で作成済
高 潮	18市町のうち13市町で作成済

○作成の状況(マップの重ね合わせ)

内 容	市町名
土砂災害・洪水浸水	神戸市、西宮市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、新温泉町
土砂災害・洪水浸水、高潮	姫路市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、南あわじ市
土砂災害・洪水浸水・高潮	明石市、たつの市
土砂災害・洪水浸水・被害実績	丹波市、多可町
土砂災害・洪水浸水、土砂災害・高潮	高砂市
航空写真、市福祉協議会が作成した「福祉防災マップ」、イエロー区域、土石流情報、浸水想定区域、指定避難所一覧、指定緊急避難場所一覧等)	養父市
重ね合わせしていない市町	尼崎市、芦屋市、淡路市、稲美町、播磨町、市川町、香美町

設問7 防災マップの作成状況

○国や県のデータを活用し、市町独自でハザードのエリアや避難場所を記載したマップを
 (土砂災害36市町、洪水浸水40市町、高潮13市町)が作成している。

市町名	土砂災害	洪水浸水	高潮
	作成単位 配付範囲	作成単位 配付範囲	作成単位 配付範囲
神戸市	区・全世帯	区・全世帯	－
姫路市	学校区・全世帯	学校区・全世帯	管内3地域・一部
尼崎市	－	市・全世帯	市・全世帯
明石市	市・全世帯	市・全世帯	市・全世帯
西宮市	市・全世帯	市・全世帯	－
洲本市	市・全世帯	市・全世帯	市・全世帯
芦屋市	市・全世帯	－	－
伊丹市	学校区・全世帯	学校区・全世帯	－
相生市	6分割・全世帯	6分割・全世帯	市・全世帯
豊岡市	行政区・全世帯	行政区・全世帯	市・一部
加古川市	13分割・全世帯	13分割・全世帯	市・全世帯
赤穂市	学校区・全世帯	学校区・全世帯	学校区・全世帯
西脇市	市+6分割・全世帯	市+6分割・全世帯	－
宝塚市	7分割・全世帯	7分割・全世帯	－
三木市	11分割・全世帯	11分割・全世帯	－
高砂市	市・全世帯	市・全世帯	市・全世帯
川西市	市・全世帯	市・全世帯	－
小野市	市・全世帯	市・全世帯	－
三田市	市・6分割	市・6分割	－
加西市	学校区・全世帯	学校区・全世帯	－
篠山市	市・全世帯	市・全世帯	－

市町名	土砂災害	洪水浸水	高潮
	作成単位 配付範囲	作成単位 配付範囲	作成単位 配付範囲
養父市	行政区・全世帯	行政区・全世帯	－
丹波市	学校区・全世帯	学校区・全世帯	－
南あわじ市	5分割・全世帯	5分割・全世帯	4分割・全世帯 (海岸沿)
朝来市	65分割・全世帯	65分割・全世帯	－
淡路市	7地区・全世帯	7地区・全世帯	全地区・全世帯
宍粟市	14分割・全世帯	14分割・全世帯	－
加東市	学校区・全世帯	学校区・全世帯	－
たつの市	学校区・全世帯	学校区・全世帯	学校区・全世帯
猪名川町	2分割・全世帯	2分割・全世帯	－
多可町	4分割・全世帯	4分割・全世帯	－
稲美町	－	町・全世帯	－
播磨町	－	町・全世帯	町・全世帯
市川町	－	町・全世帯	－
福崎町	町・全世帯	町・全世帯	－
神河町	集落・全世帯	集落・全世帯	－
太子町	町・全世帯	町・全世帯	－
上郡町	6分割・全世帯	6分割・全世帯	－
佐用町	自治会・全世帯	自治会・全世帯	－
香美町	－	一部世帯	－
新温泉町	町・全世帯	町・全世帯	－

設問8 防災マップを活用した地域でのワークショップ（防災講座含む）の実施状況

○防災マップを活用した地域でのワークショップ（防災講座含む）を20市町が実施している。

市町名	団体等	回数	取組内容	場所の選定
神戸市	土砂災害警戒区域周辺の地域（自治会等）	69回	・地域特性をふまえ、土砂災害の際の適切な避難行動についての説明の実施	希望のある土砂災害警戒区域周辺の団体（自治会等）
尼崎市	自主防災会	19回	・地域住民がまちを歩き災害時に役立つ施設、危険な施設・場所等を確認。現地調査の情報を地図上に明記し、地域の防災マップを作成	防災マップの未作成団体を優先。また、希望する市内の自主防災会
西宮市	自治会	1回	・住民とまち歩きを行い、危険箇所や避難方法等を確認後、防災講座と意見交換を実施	希望する自治会
芦屋市	自治会 自主防災組織	2回	・地域住民で災害図上訓練（DIG）を実施し、災害発生時の地域としての対応や危険箇所、避難先等の確認等を行い、住民同士の意見交換を実施	自治会、自主防災組織の意向を伺い、希望する団体に対して順次実施する。
宝塚市	地区	2回	・小学校を起点に、避難所となる施設等をまわるウォークラリーを実施 ・小学4年生が教職員や地域コミュニティ、保護者、市の協力のもと、防災に関する説明を受けクイズに答える ・ワークショップまでに危険箇所を個別で確認し、マップで安全な経路を共有する	地域が自主的に実施
川西市	自主防災会	4回	・29年度に1個地区をモデルとして住民が集まり検討会を実施（防災講座を含む） ・30年度に、地区の防災マップ（洪水ハザードマップ）作成の準備として、コミュニティ役員、自主防災会役員を中心に市との質疑検討会を実施 ・地区のマップ作製担当者と市との調整会議を2回実施し、現在、マップ（案）を作成中	・川西小学校区自主防災会 ・住民が集まり検討会を実験的に実施 ・平成30年度に「洪水ハザードマップ」に特化したマップの作成を地域役員主体で計画中
三田市	区、自治会	3回	・キックオフセミナー⇒まち歩き⇒ワーキング⇒防災マップのデータ化⇒成果品完成 ※キックオフセミナー（事業説明、作成までの流れの説明会） ※まち歩き（住民、防災リーダー、市職員が危険個所の確認や避難経路、避難先等を確認） ※ワーキング（まち歩きの結果を参加者で拡大地図上に記載する作業） ※成果品完成（マップ印刷、配布等は地域で実施）	希望する区・自治会（毎年意向調査）
明石市	まちづくり協議会	2回	・小学校区内の各自治会でまち歩きをし、危険箇所、消火栓、AED、公衆電話等の確認を行い、DIGと意見交換を実施（防災マップを作成し校区内の全世帯に配布予定）	防災マップの作成または改定を予定している地域で実施
加古川市	町内会 自主防災組織	24回	・ハザードマップを用いて、市域における被災想定や講座対象地区の周辺に所在する避難所などについて確認、災害時における避難の考え方などについての啓発を実施	希望する町内会、自主防災組織
稲美町	自治会	3回	・防災マップを利用し、防災の講演を実施	希望する自治会
播磨町	自治会等	7回	・各地域の地理的特性等の説明、DIGによる危険箇所等の確認	希望する自治会、自主防災組織

設問8 防災マップを活用した地域でのワークショップ（防災講座含む）の実施状況

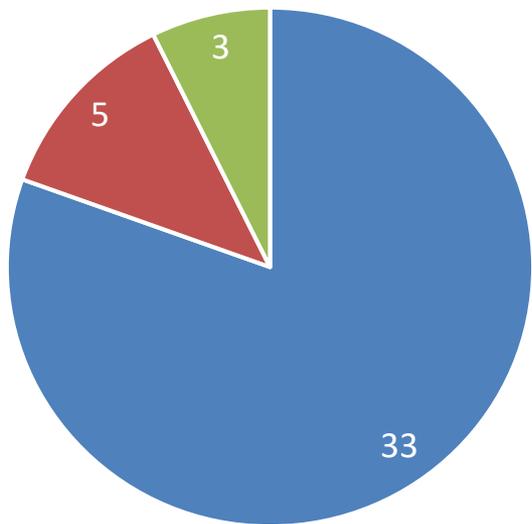
○防災マップを活用した地域でのワークショップ（防災講座含む）を20市町が実施している。

市町名	団体等	回数	取組内容	場所の選定
西脇市	地区	1回	・住民と防災マップ等を活用した集落単位でのワークショップを実施、地域の危険箇所の確認、避難経路、避難先等の確認等を実施	希望する自主防災会等
小野市	地区	2回	・役員と住民がまち歩きをして危険箇所の確認、避難経路、避難先等の確認等を行いワークショップで意見交換を実施 ・各自主防災組織の代表が集まり、地域の防災マップ作成方法を習得するための講義やワークショップを実施	希望する自主防災会等
たつの市	地区	3回	・防災マップを活用した講座(避難先や危険箇所の確認)	希望する自治会、自主防災会
赤穂市	自治会	2回	・個別支援計画作成について検討会を実施	希望する自治会
佐用町	自治会、地域づくり協議会等	3回	・冊子型のハザードマップを使用し、大雨等の情報の意味、情報収集の仕方、避難の考え方、気づきマップの作成方法など防災講座を実施 ・避難の考え方、一時避難所の決め方、まち歩きをする際の見るべきポイント、気づきマップの作り方を説明、実際にまち歩きを実施し、各隣保のマップを作成し、意見交換を実施 ・大雨等の情報の意味、情報収集の仕方、避難の考え方、気づきマップの作成方法など防災講座を行い、その後に、職員による寸劇を披露し、訓練やまち歩きの啓発や、危険箇所等見るべきポイントなど楽しみながら伝えている	希望する自治会、自主防災会
豊岡市	地区	20回	・ワークショップ:豊岡河川国道事務所、豊岡市、豊岡市社会福祉協議会から情報を提供するとともに、危険箇所の確認、避難先や避難のタイミング等の話し合いを実施 ・また、避難行動要支援者の支援の在り方等についても協議 ・出前講座:過去の災害の紹介や避難行動の説明を実施。防災マップの見方や活用方法等を講演	・ワークショップ:地区コミュニティと調整し、年間3地区程度を回っている。 ・出前講座:希望する自治会や地区コミュニティ等
養父市	地区	13回	・自治会等へ出向き、防災意識の向上、災害への心構え、土砂災害など危険箇所の確認、避難方法、防災用品の周知、防災マップの確認などの防災講演や意見交換などを実施	希望する自治会、自治協議会、小学校、民生委員協議会などを訪問
篠山市	地区	6回	・防災学習後、地区の地図に危険箇所や避難場所などを書き込むワークショップを行い、防災マップを作成	地区からの要望
丹波市	自治会	14回	・丹波市防災マップの解説と市の避難所開設、避難情報発令の原則的な方針説明 ・7月豪雨災害における降雨、雨量の解説 ・自主防災組織に求める役割、事前の準備、発災時の行動等の解説、グループ討議	希望する自治会、自主防災会

設問9 地域（地区単位）における住民避難訓練の実施状況

○41市町すべてで住民避難訓練を実施しているが、すべての地区、自主防災組織において実施されているわけではない。

地域（地区単位）における
住民避難訓練の実施状況



■ 自治会、自主防等 ■ 小学校区 ■ 把握していない

○実施地区等

（平成30年1月現在）

市町名	自治会、自主防災組織等	小学校区
神戸市	9地区	
姫路市	57地区	
尼崎市	54地区	
明石市		16校区
西宮市		5校区
洲本市	8自治会	
芦屋市	4地区	
相生市	4自治会	
豊岡市	278地区	
加古川市	1町内会	
赤穂市	3地区	
西脇市	1自主防災組織	
宝塚市		17校区 まちづくり協議会で実施
三木市	3まちづくり協議会、1連合自治会	
高砂市	7自治会	
川西市	18自治会、11自主防災組織	
小野市	1地区	
加西市	1地区	
篠山市	1地区	
養父市	146区	
丹波市	11自治会	
南あわじ市	202自治会	
朝来市	153区	
朝来市	153区	
淡路市	1自治会	
宍粟市	20自主防災組織（一宮町北部地域）	
加東市	1地区	
たつの市	29自主防災組織	1校区
猪名川町	7まちづくり協議会	
多可町	26自主防災組織	
稲美町	6地区	
市川町		1校区
神河町	5地区	
太子町	1地区	
上郡町	1地区	
佐用町	44自治会	
香美町	120自治会	
新温泉町	4自主防災組織	
福崎町、伊丹市 三田市	実施しているが地区（自治会単位）の訓練は把握していない	

設問10 住民避難に関する課題・今後の取組（自由記述）

項目	課題・今後の取組等
要援護者 福祉避難所 高齢者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の避難について検討が課題（篠山市） ・要援護者等には早めの自主避難を促す方法を検討（香美町） ・避難行動要支援者の避難のあり方。台風等一過性の災害における福祉避難所開設の要否が課題（小野市） ・台風第21号では、長期間の停電により携帯電話を使用できない方やご高齢の方の情報入手が困難であった課題を踏まえ、平成31年度には、地域住民や要援護者の避難行動を支援するための受信端末のデジタル化移行に併せて、新たな情報伝達手段を導入するとともに、高齢者等を含めた市民等への確実な情報伝達を行うため、HPやメール、SNSだけではなく、多層的な情報配信機能の強化等を検討（尼崎市） ・要援護者の避難支援や安否確認をどのように行うかが課題（上郡町） ・避難行動要支援者名簿を開示できるタイミングが定かではない。台風21号では、大規模な停電が発生したため、そのような場合でも開示するか検討が必要（伊丹市） ・福祉避難所となる施設の確保、避難所要員の市職員以外の確保と、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が急務（三木市） ・過疎化・高齢化の進展により限界集落が増加傾向にあり、特に平日昼間の避難支援者が課題（新温泉町）
避難所、避難場所 避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や避難情報を発信する手段は充実しているが、情報を入手しても安易に2階への垂直避難を選択し、避難場所への避難行動には繋がっていない傾向が見られる。情報をいかに避難行動に結びつけていけるかが今後の課題（豊岡市） ・平成30年7月豪雨では、想定以上の降雨量が予測されたため、浸水想定区域内にある避難所は開設しないという対応を行ったが、浸水想定区域内に所在する地域より、避難所までの距離が遠く避難行動を行えない等の意見が多数寄せられたことを勘案し、浸水想定区域内であっても避難所を開設するという方針を明示。この方針について、今後さらなる周知を行うとともに、避難行動をはじめとする防災活動の啓発を行い周知することが必要（加古川市） ・情報伝達体制は確立できているため、今後は市が発令する避難情報に対して住民が避難行動をとる体制を強化を図る。そのためにも、毎年、出水時期前に行っている地区単位での自治会長説明会において、避難行動の重要性について住民教育という観点から粘り強く説明が必要（赤穂市） ・避難所の早期開設と広報に努めていることから、近年、多くの市民の方々が避難行動を実施している。地域によっては高齢化により避難に積極的ではない地域があることや、要支援者の支援の担い手が少ない地域が多いことが課題（三田市） ・地震等の突発的な災害と違い、台風等の事前に予見が可能な災害に関して、災害の危険が予想される区域内に居住する災害時要援護者（主に避難行動要支援者）に対して、台風が到達する前に親族の家や避難所（福祉避難所含む）に避難する等の「共助に頼らない自助による避難」の重要性を国レベルでの一層の推進が必要（西宮市） ・各自治会で決めている一時避難所（セカンドベスト・サードベスト）を把握することが課題（佐用町） ・一時避難所の看板を町で作成し、各自治会に必要な枚数を配付（佐用町） ・避難率の把握（水平避難が必要な世帯の指定避難所以外の避難も含めた避難実態の把握）（小野市） ・倉敷市の事例を勘案すると、垂直避難では助からない事態が起こったのが非常に衝撃であり、県の洪水浸水想定をベースに、人（配慮の有無）ではなく、居住地、エリア単位で早期避難を促す取り組みが必要（丹波市） <ul style="list-style-type: none"> ・市民への避難情報発信について、分かりやすい内容や手段を再確認し、市民に安全、迅速に避難所への誘導が必要（養父市） ・避難所開設時にかかる防災資材、食糧等を計画的にストックすることを検討（養父市） ・避難の緊急性の周知、ペット同伴避難、避難所への各自の持参物等の周知が必要（たつの市）

設問10 住民避難に関する課題・今後の取組（自由記述）

項目	課題・今後の取組等
避難情報発令等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報発令に伴いエリアメールを発信した際、解除もエリアメールを発信すべきかどうかの検討が必要（宝塚市） ・現行のハザードマップを改定し、地図を大きくし、より見やすくするとともに、避難情報の意味や避難のあり方を啓発する内容を掲載（明石市） ・7月豪雨災害では、避難勧告発令が大雨特別警報直前の深夜となったことにより、避難情報の発令の時期等は、より明確化が課題（多可町） ・長時間の豪雨では、これまでの土砂災害に係る基準は不十分。職員体制の構成や体制設置基準・避難勧告発令等を検証し見直を実施（佐用町） ・平成30年7月豪雨を教訓に避難情報の発令や避難所開設について再検討する機会となり、台風20号、24号では加西市として初めて避難情報発令と避難所開設を行った。今回の反省点も踏まえ、改善策を検討（加西市） ・台風21号の高潮浸水において、住民が早期避難できるよう、予測に基づいた避難発令の基準設定が課題（芦屋市）
ワークショップ、出前講座等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備高齢者等避難開始の発令を見直すとともに、住民向けの出前講座に避難に関する内容を追加（川西市） ・広報紙、出前講座等で避難に関する情報を提供することを検討（たつの市） ・該当地区に避難所を開設し、防災行政無線による放送、メール配信のほかに、自治会長へ電話連絡を行っているが、地区によっては、危機意識に偏りがあることから、引き続き、防災出前講座等を通じた意識啓発を実施（高砂市）
地区防災計画策定支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画策定支援、個別支援計画の策定支援を実施（西脇市） ・「自助」「共助」の意識を高めるため、各自治会等における「地区防災計画」の策定に向けた支援を実施（朝来市）
アンケート調査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月に、台風・豪雨等における一人ひとりの行動と備えに関するネットモニターアンケートを実施 ①「くらしの防災ガイド」やWeb版ハザードマップ等により、81.6%の方が自宅周辺の危険性を確認し認識との回答。 ②避難情報はさまざまな媒体により、99.3%の方へ伝わっているとの回答 ③自宅が土砂災害警戒区域内にある人の30.3%、浸水想定区域内にある人の17.7%が何らかの避難行動をとっているとの回答。一方、避難行動をとらなかった理由として、37.1%の方が「外に出るとかえって危険」と回答 ・上記のアンケート結果を受け、今後、「全て」の人に対しての危険性の確認促進、迅速かつ分かりやすい情報発信、特に、「早めの避難の必要性」や、「垂直避難や自宅待機といった屋内での安全確保も避難行動となる」こと等について広報・啓発に取組むことが課題（神戸市） ・避難行動に関する住民アンケートを実施（姫路市）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・明石川流域に防災カメラを設置し、リアルタイムに危険度を把握できる仕組みを構築することが課題（明石市） ・消防団の水防訓練は実施できており、自主防災組織等にも拡大し実施を促進（稲美町）